

障害者総合支援法に基づく居宅介護

運営規程

株式会社しき彩

ケアセンターしき彩

第1条（事業の目的）

株式会社しき彩が行う障害者総合支援法（以下「法」という）に基づく指定居宅介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員養成研修の修了者（以下「訪問介護員等」という）が支給決定を受けた障害者または障害児（以下「利用者」という）に対し、適正な事業のサービスを提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

ケアセンターしき彩（以下「事業所」という）が実施する事業が、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介助、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言を行うものとする。

2. 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
3. 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
4. 事業の実施にあたっては、前3項のほか、関係法令等を遵守する。

第3条（事業所の名称・所在地）

- (1) 名 称 ケアセンターしき彩
- (2) 所 存 地 秋田市外旭川字三後田140番地

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は以下の通りとする。

- (1) 管理者 1名（サービス提供責任者を兼務）

管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) サービス提供責任者 2名以上（管理者1名兼務）

サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護の利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導を行う。又、居宅介護計画書（以下「計画書」という）を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た上で、その計画書を利用者又はそのご家族に交付する。

- (3) 訪問介護員 10以上

訪問介護員は事業の提供に当たり次に掲げることを行う。

1. 計画書に基づき利用者が日常生活を営むのに必要な援助。
2. 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ったサービスの提供。
3. サービスの提供は懇切丁寧に行うこととし、利用者とその家族に対しサービス提供方法について説明する。
4. 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者及びその家族に適切な助言をし、相談を受ける。

第5条（営業日・営業時間・サービス提供日・サービス提供時間）

1. 営業日 月曜日から金曜日までとする。（年末年始12月31日～1月3日、お盆8月13日は除く。）
2. 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
3. 電話等により24時間連絡可能な体制とする。（営業時間外は携帯電話への転送）
4. サービス提供日 月曜から日曜までとする。（年末年始12月31日～1月3日、お盆8月13日は除く。）
5. サービス提供時間 午前7時から午後10時までとする。

第6条（主たる対象者）

事業所は、主たる対象者を以下の通りとする。

- ・ 身体障害者
- ・ 知的障害者
- ・ 障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）
- ・ 精神障害者（18歳未満の者を含む）
- ・ 視覚障害者

第7条（事業の内容）

この事業所が提供する事業の内容は次の通りとする。

1. 計画書の作成
2. 身体介護に関する内容
 - ① 食事の介護
 - ② 排泄の介護
 - ③ 入浴の介護
 - ④ その他日常生活を営むために必要な身体の介護
3. 家事援助等に関する内容
 - ① 調理
 - ② 洗濯
 - ③ 掃除
 - ④ その他日常生活を営むために必要な家事の援助
4. 生活等に関する相談及び助言

第8条（支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者から受領する費用の額等）

事業所は、事業のサービスを提供した際は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下、「支給決定障害者等」という。）から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2. 事業所は、法定代理受領を行わない事業のサービスを提供した際は、支給決定障害者等から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。
3. 事業所は前2項の支払いを受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において事業を行う場合は、それに要した交通費の実費の支払いを利用者から徴収することができる。

また公共交通機関を利用した通院介助等に際しては実費を徴収することができる。

4. 事業所は、前3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。
5. 事業所は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

第9条（通常の事業実施地域）

通常の事業の実施地域は 秋田市、潟上市とする。

第10条（緊急時における対応）

事業所の従事者は、事業のサービス提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関の緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

第11条（苦情解決）

提供した事業に関する利用者からの苦情に迅速且つ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2. 事業所は、提供した事業に関し、法の定めるところにより、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査または斡旋にできる限り協力するものとする。

第12条（虐待防止・身体拘束防止または適正化のための措置に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止・身体拘束防止または適正化等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。人権擁護、虐待防止・身体拘束防止または適正化の責任者は事業管理者とし、窓口を設け市町村との連携を図り、成年後見人制度の利用も視野に入れ運営するものとする。

2. 事業所は、虐待防止・身体拘束防止または適正化等のための対策を検討する委員会として、「虐待防止検討委員会」「身体拘束適正化検討委員会」を設置・開催（年一回以上）するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底するものとする。

第13条（その他運営に関する重要事項）

事業者は、従業者の資質向上のため研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用時1ヶ月以内
 - ② 継続研修 毎月1回 研修計画に基づき実施
2. 従業者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならぬ

い。

3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった場合においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. 事業所は、従業者、設備備品および会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保持しなければならない。
5. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社しき彩と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

付則 令和元年5月13日からサービス提供責任者を4名体制とする。

付則 令和4年4月1日からサービス提供責任者を2名以上とする。

令和4年4月1日から第12条第2項を規定し施行する。

付則 令和7年4月1日から第5条 営業日、営業時間、サービス提供日、サービス提供時間を明記し施行する。